

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第2回島根海区漁業調整委員会が、平成24年10月26日（金）に松江市の松江東急インで開催されました。

以下の議題について協議等が行われました。

（1）島根海区における区画漁業の免許について（諮問）

平成24年7月20日付け島根県告示第441号及び平成24年9月11日付け島根県告示第516号で公示した区画漁業の免許申請について、「漁業協同組合JFしまね」から漁業法第10条の規程に基づき区画漁業権免許申請書が提出されました。

事務局より、申請書の内容を事務審査した結果、所定の手続きを経た適格性を有する者からの申請であり、競願者がいないことが示されました。

この説明を受け、委員会で審議した結果、免許することに異議のない答申をすることを決定しました。

【申請関係一覧】

免許番号	免許区分	漁業の名称	漁場の位置	申請者
区第30号	新規	わかめ養殖業	松江市美保関町七類地先	漁業協同組合JFしまね
区第31号	新規	わかめ養殖業	出雲市十六島町地先	漁業協同組合JFしまね

（2）漁業権の一斉切替えについて（報告）

平成25年9月から予定されている共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の次期一斉切替えにあたり、全体スケジュール、漁場計画樹立の考え方について説明を行いました。

委員からは以下の意見等が出されました。

○中海における漁業権の設定は漁業法上可能か。

→水産資源の状況、漁業実態等免許すべきかどうか十分に検討する必要がある。漁業法上は免許設定をすることは可能である。（事務局）

○新規漁場免許の申請等に係わる漁協組織内手続きについて、関係地区等に設けられた部会の活用ができない仕組みになっていることについて、制度を変更すべきである。漁業協同組合JFしまねとして全国漁業協同組合連合会を通じ、水産庁へ見直し要請をする方針である。

（3）中海・美保湾における漁業調整の経過について（報告）

本年9月10日（月）に開催した第1回島根海区で要望のあった中海・美保湾における漁業調整の経過について報告をしました。

委員から以下の意見が出されました。

○今年はアサリの資源状況が悪い。漁獲することより、アサリ、サルボウ（赤貝）、ウナギなどの資源を増やす取り組みをすべきである。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950